

平成21年度

スクールソーシャルワーカー
活用事業

実践事例集・Q&A

平成22年3月
北海道教育委員会

発刊にあたって

近年、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化が、いじめ、不登校、暴力行為といった問題行動等にも影響を与えています。

北海道教育委員会では、これまで子どもの心の問題を解決するため、臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを導入し、中学校を中心に配置を進め、一定の成果をあげてきているところです。

しかし、問題行動等の背景には、こうした心の問題とともに、家庭や学校、友人、地域社会など、子どもたちを取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っており、学校だけでは解決が困難なケースも見受けられることから、積極的に関係機関等と連携した取組が求められています。

こうしたことから、北海道教育委員会では、平成20年度から「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施しており、社会福祉士や精神衛生福祉士などの資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術や経験を有する者をスクールソーシャルワーカーとして配置してきたところではありますが、多くの地域において、スクールソーシャルワーカーを活用した取組は新たな施策であり、スクールソーシャルワーカーの職務や有効性についての理解が求められるところです。

本資料は、今年度、本活用事業に取り組みられた20の市町教育委員会の実践の中から、スクールソーシャルワーカーを導入していない各市町村教育委員会においても、参考としていただきたい実践等を取りまとめたものであり、全道の各市町村教育委員会においては、本冊子を活用し、20の市や町での効果的な取組を参考にするなどして、課題解決に向けた取組の一助にさせていただきたいと考えております。

今後、全道の多くの市町村において、スクールソーシャルワーカーを活用しながら、学校と関係機関等とを繋ぐ仕組みづくりが進められることをご期待申し上げます。

平成22年3月

北海道教育庁学校教育局学校安全・健康課長

和田基興

目

次

発刊にあたって

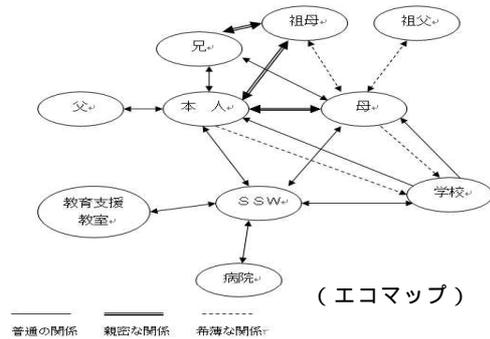
事業概要	・・・・・・・・	1
実践事例	・・・・・・・・	2
資料	・・・・・・・・	2 2

(スクールソーシャルワーカーの活用に関する Q & A)

事例1 母子密着による不登校のケース

1 気になる状況

学習のつまづきや対人関係が上手くいかないことから、小学校2年生から登校を拒むことがあり、3年生から授業中も含めて母親が付き添っていた。高学年になると月1～2回の登校となり、中学校入学後も不登校が継続した。



2 アセスメントのための情報

小学4年生の時に自閉症、中学1年生の時に鬱の診断を受けており、月に1度通院している。対人恐怖の傾向があり常に母親が行動を共にしている。そのため母子密着が強くなり、母親も本人に対して依存的になった。

本人は他の人に対して話をするのが苦手なため、学級で人間関係をつくるのが不得手であった。人間関係のトラブルから学校へ行きたくないと話すことも多かった。

母子ともに学級担任に対して拒否感をもっている。

学力は低く、授業についていくことが難しい。

3 ケース会議の状況

校長、学級担任、学校コーディネーター、SSW、教育支援教育支援員、小学校時の担任、子ども相談センター相談員、兄の通っている高等支援学校の担任等で会議を行い、家族に向けた支援や本人の障害への配慮、今後の対応の在り方について検討した。

4 アセスメントとプランニング

一人で通学できることを目標とし、本人が一人で通学できない時は担任が送り迎えをすることで母子分離ができるよう促した。

家族以外の人と関係がもてるように、担任が中心となって他の生徒と一緒にできる活動を行い、人とかかわる機会を増やした。

5 関係機関との連携

SSWが学校と家庭との間に入り対応した。

通院先の担当医を訪問し日常生活状況等について情報共有を行うとともに、医学的側面のアドバイスを受けた。

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

初めは母親とともに通級していたが、ほぼ毎日一人で通級できるようになった。行事への参加も少しずつできるようになり、積極的に活動するようになってきた。他の通級している生徒に対して自ら進んで話しかけ、かわりがもてるようになってきた。

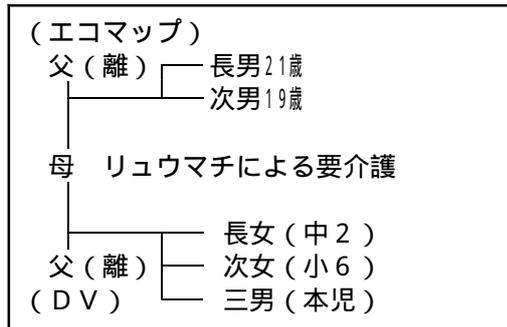
自分の思いを伝えることが苦手なため、今後は意思表示ができるようになることが目標である。

また、母親の影響がとても大きいため、今後、本人だけでなく母親、家族への支援が課題である。

事例2 ADHDと診断された2年生のケース

1 気になる状況

本児はADHDのせい、家にいるときは（母親は、要介護のリウマチのために動けない）親にとってとても手がかる子である。学校内ではとてもよい子でおとなしく手がからない子である。学校生活で注意を受けることは「遅刻」と「身支度」（顔洗い・歯磨き等の問題）「宿題」をやったこと等。しかし、家に帰ると母親の言うことを聞かず、家を急に飛び出すことがあり、そのたびに姉2人が追いかけてつかまえる。外で遊んでいるときも自転車で暴走したり友達に暴力をふるったりする。5月ごろに、理由無く友達に暴力をふるうことが数回見られ、医師に相談の上、薬を増量した。9月、遊んでいる友達を、家の前にあった鍬のようなもので急になぐり、頭にけがをさせてしまった。



2 アセスメントのための情報

母親はリウマチ（要介護）で、身体を思うように動かせないため生活保護を受けている。そのため、日常、本児の養育を姉たちに面倒を見てもらっているところがある。例えば、薬の服用、登校時、外で遊んでいるときの監視等。

低・中学年の近所の親たちは、鍬事件以来、本児を危険視して、学校は、本児・家庭にどのような対応をしているのかを問われている。

3 ケース会議の状況

SSW、校長、教頭、担任、特別支援学級教諭・・・日常の様子について、これから出来ること。本児の医師、児童相談所、子ども未来室家庭児童相談員、SSW、市教委指導主事、校長、教頭、本児担任、6年姉担任、特別支援教諭・・・これまでやってきた経過の内容説明

4 アセスメントとプランニング

学校・・・全教職員で声かけなどをして本児を見守っていく。基本的な生活習慣ができるよう保護者への働きかけをしていく。これからも母親とパイプが切れないようにしていく。姉たちの精神的なフォローができるよう中学校との連携も大切にしていく。

ケースワーカー・・・訪問日数を増やし、保護者への指導を継続する。

医師・・・保護者の精神的なフォロー、薬は万能ではないことなど指導していく。

5 関係機関との連携

市福祉部子ども未来室子育て支援課 児童相談所 支庁環境生活課
道警方面本部生活安全課 市立保健所健康づくり推進室
病院医師・看護師・ソーシャルワーカー 民生児童委員・主任児童委員
ウィメンズネット 各学校・幼稚園・保育所 ケースワーカー 介護士
等

SSWは個々のケースに応じて、これらの関係機関から連携が必要と思われる機関と連絡・調整を図り、ケース検討会議を開催したり、その関係機関が、直接、課題解決を図るよう協力を依頼したりする。

6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

成果

- ・各関係機関が協議した内容を持ち帰り、当該児童生徒や親にかかわることにより、確実に変容しているのが見られるようになった。（各関係機関との連携の大切さ）
- ・関係機関との連携のより、学校の中で抱えていた問題の解決を進めることができた。

課題

- ・保護者の養育・保育能力をどう高めていくか。
- ・家庭の中にどこまで入っていけるのか。
- ・メンタルクリニックの医師との連携が、とても難しい（プライバシーの問題）。

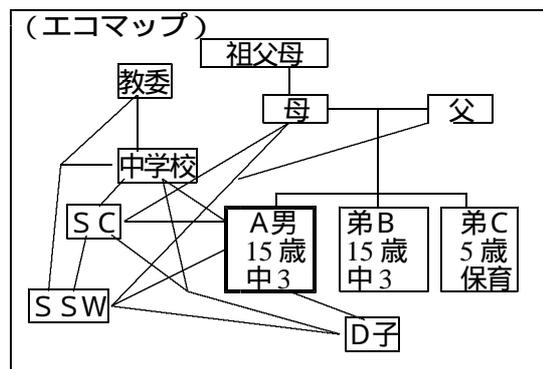
事例3 男女交際と不登校傾向のケース

1 気になる状況

A男は男女交際のみならずから生活の無気力が目立ち不登校傾向を強めていった。

保護者は家庭での指導に行き詰まり、担任と協力して指導を行ったが、A男には理解と受け入れに困難があった。

そのため、保護者はA男の指導に困り、児童相談所などの機関に任せられないかと相談するようになった。



2 アセスメントのための情報

(1) 家庭環境・状況

父・母・双子の弟B・弟Cの5人家族。近所に母方の祖父母が居住。父は1月から5月位まで出稼ぎ。在宅中は土木関係の仕事で早朝出勤。母には、教育的役割は期待できない。祖母は、A男・弟Bの行動が気に入り、自宅へ呼んだりしてきた。祖父は、登校を渋るA男に力で登校をさせようとしたこともある。

(2) 生育歴

双子の長男として誕生。曾祖母と母親で育てる。祖母は働いていた。2歳半頃から保育所へ。4年生冬休みにネフローゼの診断を受け5年生まで入院生活。中学校入学後D子とグループで遊ぶようになった。2人だけで過ごしたのは1年生の冬休みからである。

(3) 問題傾向の行動と意識

A男とD子は部屋にこもっての付き合いなどがあり、父親から厳しい指導を受けたが変化は見られなかった。3年生になり、連続的な欠席があり、保護者から他機関との連携を含め、本人への指導の要請があった。

3 ケース会議の状況

(1) 昨年度のケース会議（男女交際について）

参加者：管理職、生徒指導、担任団、養護教諭、町教委、SC、SSW

回数：6回

(2) 本年度ケース会議

参加者：同じ 開催回数：5回

ケース会議の特徴

- ・A男には指導への理解に困難があり、発達面からもチェックする。
- ・家庭での疎外感が本人に見えるので、保護者、担任等周囲の肯定的、援助的立場での対応が必要。

4 アセスメントとプランニング

(1) アセスメント

家庭内の愛情が双子の弟B、あるいは現在5歳の弟Cに偏り、愛情に満たされていない。そのためか愛情を求め、母子家庭で愛情不足のD子との交際復活を強く求めているが、両保護者は反対。また、家庭内で愛情ある指導が行き届かず、基本的な生活習慣や思いやり・我慢などの心が育っていない。保護者は指導が困難のため手詰まり状態で、他機関、全寮制高校などでの指導を希望する状況である。学校内では、無気力な態度が目立ち、授業へ集中できない状況が続いている。

(2) プランニング

担任とSSWは児童相談所との連携を視野に本人・保護者の了承のもと発達課題を適切に把握する。SCはA男とD子と保護者のカウンセリングを担当し、管理職と担任・養護教諭は本人たち及び保護者との相談と援助にあたる。SSWは学校と保護者、町教委など関係機関との連絡調整、及び環境改善への相談、援助を担当。日常的に肯定的で安心感ある態度で臨み、自己決定を大切に励ます。教育力の向上。(保護者・担任) 高校進学に向けての学習の遅れなどは本人の興味・関心を大切に担任を中心に配慮する。また、実生活で働く祖父・父親・母親などの姿を意識させるようにする。祖父との共同作業の場を工夫。最も基本的で身近な環境の捉え直しと活躍の場としての改善を図る。(SSW・担任・保護者)

5 関係機関との連携

- ・教育委員会からの指導と援助
- ・児童相談所へ照会・相談
- ・不登校生徒等サポート委員会における協議・援助

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

(1) 成果

無気力で疎外感が強かったが、サポートにかかわる者の親身な対応に新たな自分の存在を意識し始めた。保護者と担当者間の連携で本人へのタイムリーな援助と激励が進み、周りの温かい目を意識している。現在も起床が遅く不登校傾向は皆無でないが、母親の励ましにより、遅刻しながらも自己決定し登校している。高校進学については、ようやく自宅から地元高校への進学が意識されるようになってきた。

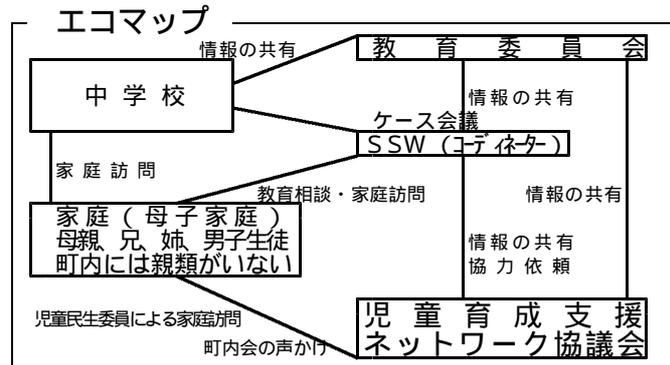
(2) 課題

男女交際では、相手にデートを強要するような場面も見られるので、引き続きアドバイスや援助が必要。学習への取組方に不安があり、個別の対応及び高校との適切な引継ぎが必要。将来を考えて基本的な行動様式、生活習慣の獲得と実行、情操や生きる意欲の涵養が求められる。

事例 4 養育能力に劣る保護者のケース

1 気になる状況

当該生徒は、中学3年生男子であり、不登校の傾向がある。怠学の傾向が見られ、理由がはっきりとしない欠席が多い。母親が食事の支度をしないなど、母親が子どもたちを放任している。



2 アセスメントのための情報

母親、兄、姉、当該生徒の母子家庭であり、町内に親類はいない。母親は、生命保険外交員である。また、兄、姉は成人しているが、就業はしていない。当該生徒が学校を休むとき、母親から連絡が来ることはなく、担任から確認のための連絡を取っている。担任から母親に対して、当該生徒の学校生活で気になる状況を伝えているが、母親は、当該生徒の様子に無関心であり、状況は改善されていない。

3 ケース会議の状況

ケース会議には、SSW、校長、教頭、養護教諭、学級担任、生徒指導担当教員が出席し、2回実施した。学級担任のほか、当該生徒にかかわる教職員や当該生徒の自宅の町内会等から収集した情報により、共通理解を図るアセスメントを行った。当該生徒及び保護者に対する効果的な支援について、意見交換を行った。

4 アセスメントとプランニング

(1) アセスメント

当該生徒の様子

- ・友達は1人いる。夜中までゲームをしており、家庭で勉強をする習慣はない。そのため、宿題はほとんどしてこない。当該生徒の発達上の問題は見られていない。

当該生徒の母親及び家庭の様子

- ・母親は夜8時ごろに帰宅している。また、仕事の休みは不定期である。
- ・母親は、子どもたちへの関心は希薄である。
- ・兄、姉も中学生のときは怠学傾向であった。

(2) プランニング

学校における支援

- ・学級担任・養護教諭が、登校時に当該生徒に対して声かけを行い、家庭での状況の把握に努めるとともに、当該生徒の心のサインを見逃さないようにする。
- ・学級担任が、家庭訪問して学校行事の期日等を知らせるとともに、食事や入浴など、基本的な生活習慣について指導する。
- ・学級担任を中心とした教職員が、放課後を利用した学習支援を継続的に実施するとともに、日常において望ましい人間関係の構築を図る指導を充実させる。
- ・SSWや学級担任が、定期的に家庭訪問を行い、当該生徒の母親との信頼関係を構築し、家庭教育の充実のための話し合いを行う。

児童育成支援ネットワーク協議会等の関係機関における支援

- ・児童育成支援ネットワーク協議会に対して情報を提供するとともに、SSWが町内会や近所に働きかけを行い、当該生徒への声かけや見守りの協力をするよう依頼する。

5 関係機関との連携

児童育成支援ネットワーク協議会と連携を図り、当該生徒の自宅周辺の町内会では、登校時と下校時に定期的に声かけを行っている。学校、教育委員会、児童相談所、警察が連携を図り、緊急時の対応に向けた体制を構築した。

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

2学期ごろから怠学と思われる欠席が見られなくなった。かぜなどの理由で欠席するときには、母親から連絡が入るようになった。

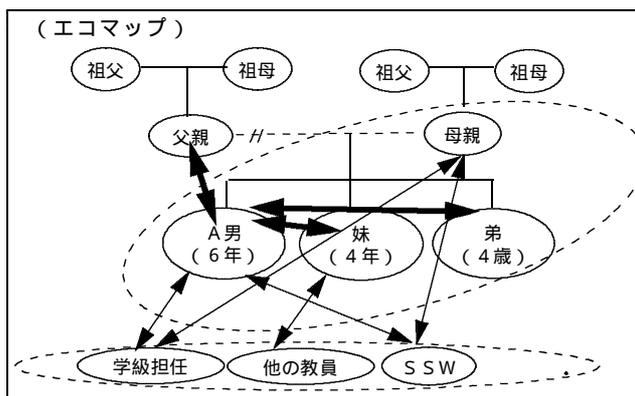
事例5 家庭環境・発達上の課題のケース

1 気になる状況

小学6年生の当該児童は、保護者の離婚により小学4年生の1学期途中に本市に転入した。

当該児童は、積極的に人に話しかけることが少なく、学校でも口数は少ない。

学校で同級生に話しかけたところ、当該児童の声がおかしいと笑われて以来、学校では一切言葉を発することがなくなった。



2 アセスメントのための情報

生活環境

- ・当初、父方の祖父母宅で生活していたが、両親と妹、弟で生活するようになった。
- ・両親の別居に伴い、母親と妹、弟で母方の祖父母宅で生活するようになった。
- ・両親の離婚が成立し、母親と妹、弟で生活することとなった。
- ・当該児童は、両親の離婚後も月に1~2度定期的に父親と会っており、父親の住宅に行くことを楽しみにしている。

当該児童の状況

- ・もともと口数の多い方ではなかった。
- ・現在も口数は少ないが、家庭では妹弟の面倒をよく見ている。
- ・学級担任や同じ小学校に通う妹から、当該児童が学校で声を発していないことを聞いた母親は、当該児童に学校のことや友だちのことをいろいろと尋ねるが、家庭では普通に話している。
- ・5年生に進級した際、学級の児童と学級担任が替わったこともあり、小声ではあるが話すことができるようになった。
- ・SSWとの会話は、当初筆談が中心であったが、学級担任より小声ではあるが声を出すようになったとの情報を得てから、休み時間等に相談室でも話をするようになった。

学校と家庭との連携の状況

- ・5年生からの学級担任と母親は、定期的に情報交換等を行っていたが、5年生後半からは、異なる視点から当該児童を見てもらうためSSWも加わるようになった。

3 ケース会議の状況

- ・SSWが配置されている拠点校での事例であることから、各関係機関の担当者等とのケース会議は開催していない。
- ・当該校においては、SSWと管理職、学級担任、生徒指導担当者、養護教諭等で随時、情報の共有を行うなどして、当該児童の支援の方向性等について確認している。

4 アセスメントとプランニング

- ・学級担任は、母親とともに、これまでの学校生活及び家庭生活を振り返りながら、今後の当該児童への接し方等について話し合いを継続する。
- ・学級担任は、SSWのアドバイスを参考に、保護者了承の上、予告なしに家庭訪問を行うなど、当該児童との接点をできるだけ多くもつように努める。

5 関係機関との連携

- ・当該児童は、自閉症やアスペルガー等の発達障害が疑われ、母親は将来的には専門医による診断を受けることを検討しているが、現在は「個性」としてとらえたいと考えている。

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

当該児童は現在、声は小さいものの自分から話し出すなど、改善の兆しが見られる。当該児童及び母親にかかわる機関等を広げ、多方面からの支援を充実させる必要がある。

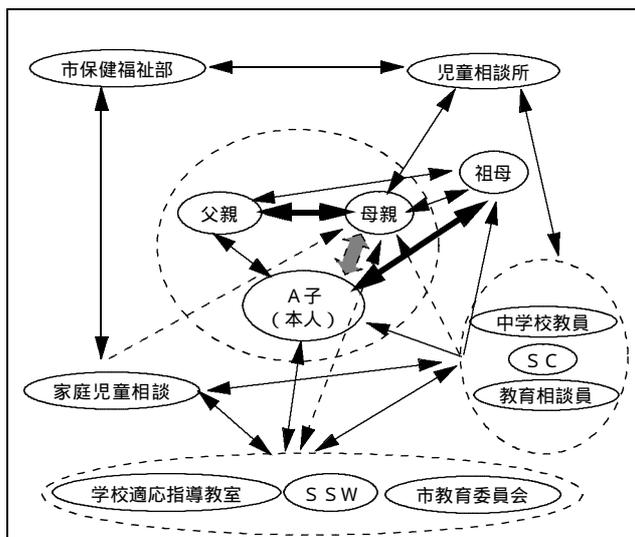
事例 6 保護者の養育能力不足のケース

1 気になる状況

中学3年生の女子生徒は、小学5年生の頃から不登校にあり、適応指導教室の通級も不安定である。

家庭環境に課題がある。父親は無職で、うつ病による入院歴があり精神的に不安定な状態で、パート従業員の母親も職場が転々と変わり、経済的に不安定であるため、母方の祖母（別居）から経済的援助を受けている。保護者の生活能力及び教育力も期待できない状況である。

当該生徒は、携帯電話やパソコンを用いて、不特定多数の人物との接触があり、今後犯罪の被害者になり得ることも懸念される。



2 アセスメントのための情報

学校は、保護者との懇談を繰り返し、状況の改善に努めてきたが、保護者の生活能力及び教育力が不足していることから、改善が困難である。児童相談所に当該生徒の保護や保護者への指導を依頼してきたが、当該生徒と保護者の同意がないことから、児童相談所の介入もできない状況である。

3 ケース会議の状況

- ・参加者 学校関係者、児童相談所、市家庭児童相談室、市保健福祉部、学校適応指導教室、市教育委員会、スクールカウンセラー、SSW
- ・開催回数 今年度～2回、これまでも年数回を実施
- ・内容 情報の共有、状況分析、支援の方向性の確認など

4 アセスメントとプランニング

- ・学校（担任、教育相談員、SC）は、当該生徒・保護者への対応を継続する。
- ・学校適応指導教室（指導員、SSW）は、当該生徒・保護者への対応を継続する。
- ・学校の指導の効果が見られない場合は、保護者に対して市教育委員会から話し合いを求める。
- ・家庭児童相談室は、当該生徒及び保護者への相談・支援を行う。
- ・児童相談所の巡回相談を活用し、当該生徒・保護者を多方面から支援する。
- ・高等学校進学後は、隣接市在住の祖母宅から通学する方法を検討するよう働きかける。

5 関係機関との連携

ケース会議等により、関係機関と情報の共有・情報分析・役割分担を行い、支援の方向性を確認した。

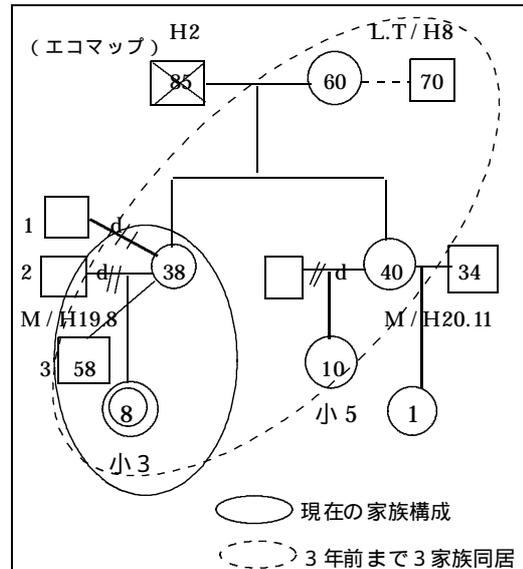
6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

当該生徒は、将来の夢の実現に向け高等学校への進学を強く希望しており、周囲の人たちから、学校に登校し、学習の遅れを取り戻すことの必要性について、粘り強い声かけや励ましを受けた結果、第3学年の2学期後半から登校する機会が増えた。保護者の状況は十分に改善されているとは言えないが、学校に向くようになった父親に、当該生徒の高等学校進学への強い希望や温かい家庭生活を希望する気持ちなどを伝えたことで、当該生徒の部屋や食卓テーブル上を片付ける等の変化が見えてきた。12月に初めて巡回相談を母子で受けることができたので、今後も巡回相談の継続と対応策を関係機関と検討し、当該生徒の自立を目指す支援を行う。改善策として母子分離が有効であると考えたが、本人と保護者が納得に応じることがなく、行き詰まっている。今のところ大事に至ってはいないが、強制力がないことから、福祉の介入ができないという難しさを感じており、その解決が課題である。

事例 7 保護者の疾患による養育環境上の問題のケース

1 気になる状況

- ・ 小学3年生の女子児童の祖母(母方)からの相談。当該児童の母親には精神疾患があり、パチンコ依存で留守が多く、当該児童は放置状態にある。食事不規則で、当該児童はカップラーメンや残り物で間に合わせる事が多い。母親はほとんど朝は起床せず、当該児童は自分で支度をして登校している。家庭内は足の踏み場もないほど乱雑で不衛生であり、祖母は、母親の養育力の低さを心配している。
- ・ 2年前に入籍した父にも精神疾患があり、就労はしているが当該児童とは当たらず障らずの状態である。
- ・ 入籍を反対した祖母と母親は、絶縁状態にあり、現在の養育環境が当該児童に及ぼす心理的な影響が懸念される。



2 アセスメントのための情報

母親の健康状態... 幼少時よりてんかんがあり、小6の頃から精神科病院の入退院を20回位繰り返す(てんかん性精神病)。その後、両耳感音性難聴の診断。身障手帳2種6級・障害年金2級。他の病歴は子宮筋腫、糖尿病等で最近膵臓ガンの疑いで精密検査を勧められているが、受診は確認できていない。

父親の健康状態... 2年前までの病歴は不明。入籍後はうつ症状があり、母親と同じ病院に通院し投薬を受けている。父親の勤務は夜勤もあり、明け番には睡眠を取るため、当該児童は2階の自室で過ごすことが多い。

これまでの養育状況... 母親は×県で前夫との間に当該児童を妊娠したが離婚し、実家である祖母(母の母)宅に戻り同居して当該児童を出産。その後の当該児童の養育(出産時から小1まで)のほとんどは、祖母と祖母の内縁の夫がかかわった。当該児童は祖母や祖母の内縁の夫を慕い、会いたがっているが母親は頑なに拒み、会わせないようになっている。

学級担任の情報... 当該児童の学校生活は、時々忘れ物がある程度で他の子と同じように振舞っているため、その様子から養育上の問題があることは窺い知ることはできない。母親の学級行事等への参加はほとんどない。

3 ケース会議の状況

学級担任とSSWの情報交換(学級担任からみた当該児童の学校での様子と、祖母との相談の経過の突き合わせ)

校長・教頭・担任とのケース会議

家庭児童相談員とSSWとの情報交換

精神科病院とSSWとの情報交換

4 アセスメントとプランニング

祖母からの相談のため、情報は一方的であり、当該児童の母親や父親に関する客観的な情報収集が必要である。

これまでにかかわってきた関係機関と支援経過に関する情報収集が必要である。

5 関係機関との連携

精神科病院との連携(担当Dr.による病状・治療経過と予後・養育力の判断など)

精神科病院PSW・保健師・家庭児童相談員・小学校長・担任・SSWとの連携(合同検討会を開催し、養育環境改善のための方策を検討・役割分担の決定)

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

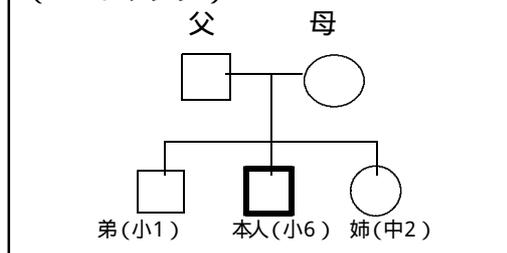
- ・ まだ問題点の整理・検討が組織的に実行されていない段階である。当該児童の成長発達面を第一義に据え、そのために放置できない養育環境改善の方策を探ることが緊急な課題である。

事例 8 発達上に課題のある不登校のケース

1 気になる状況

- ・小学4年生の秋ごろから不登校となる。
- ・昼夜逆転の生活となり、朝の登校刺激に暴れる行動がみられる。
- ・ゲームソフトなど、欲しいものをねだり、手に入らないと暴れたり、兄弟げんかがエスカレートして暴れたりする。

(エコマップ)



2 アセスメントのための情報

- ・医療機関から「広汎性発達障害、反抗性行動障害の疑いがある」と言われている。
- ・朝の母からの登校刺激に対して、「暴れる・かじる・わめく」などパニックになる。
- ・医師から「登校刺激は控えて、ほめる言葉がけを」と言われているが、つい刺激してしまう。
- ・知的障害（B判定 / 5才下）の弟と、ゲームや遊びで叩き合いのケンカになる。
- ・父親は、本人へのかかわりは消極的であり、母親からは「夫は何もしてくれない」と不満の声も聞かれる。
- ・児童相談所一時保護を2回受けているが、その際は特に問題なく抑制できている。
- ・学級担任が時折家庭訪問するが、受け入れを拒否することはない。
- ・友人の訪問は喜んで受け入れるが、本人が友人宅を訪ねることはない。

3 ケース会議の状況

- ・校長、教頭、学級担任、特別支援教育コーディネーター、児童相談所、子ども未来課、子ども通園センター、民生委員、警察、スクールソーシャルワーカーで構成する会議を開催し、家庭での様子等の情報の共有、ケースや母親、弟への支援の方向性等について協議を行った。

4 アセスメントとプランニング

- ・本人及び母親と医療機関とのつながりの継続（スクールソーシャルワーカー）
- ・受診同行と医師からの指導内容の家族への伝達、服薬継続の促し
- ・母親の精神的負担の軽減（子ども未来課、スクールソーシャルワーカー）
- ・悩みや不安などの傾聴
- ・母親及び家族の本人へのかかわりの支援（スクールソーシャルワーカー）
- ・家族でのルールづくりや話し合いなど、家族のコミュニケーションの促進
- ・本人への直接支援
- ・生活リズムや意欲の向上を期待した訪問（学級担任、スクールソーシャルワーカー）
- ・野外活動や他者との交流などの実践

5 関係機関との連携

- ・医療機関：受診時に家庭での様子についての情報提供と医師からの指導内容の家庭への伝達をスクールソーシャルワーカーが担った。
- ・児童相談所：学校または子ども未来課を通じ、緊急時への対応などについて協力をお願いした。
- ・警察：緊急時への対応などについて協力をお願いした。
- ・民生委員：日ごろの家庭の様子などについて、見守りと協力をお願いした。
- ・子ども通園センター：弟への支援や家庭での対応等について、母親へのアドバイスや支援をお願いした。

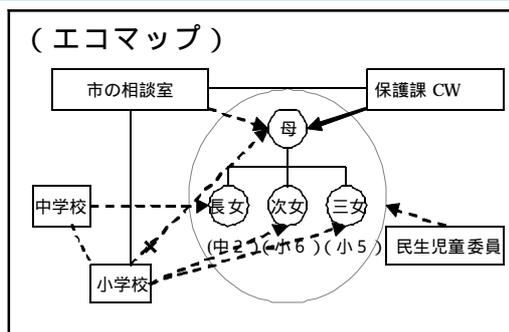
6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

- ・6年生の1学期から2学期中ごろまで、ほぼ登校できるようになった。
- ・時折、衝動的な行動がみられるが、以前に比べ抑制意識はあるようにみられる。
- ・家族のコミュニケーションの促進及び中学校と連携した取組の推進が必要である。

事例9 保護者の養育に課題があると思われるケース

1 気になる状況

- ・不登校傾向にあった小学6年生の女子が、2学期から学校に来なくなった。また、小学5年生の妹来なくなった。
- ・学校は、子どもたちの今後のことを母親と相談したいが、連絡がとれず、会うこともできない状態である。



2 アセスメントのための情報

- ・中2の姉がいるが、不登校である。理由は怠学である。
- ・中2の姉の学級担任は、家庭訪問で時々会って話をしている。姉は、時折、校区外の友人と遊んだりしている。
- ・当該児童が休みがちになったころは、学校と母親は連絡を取れており、母親は子どもの欠席理由を体調不良と説明していた。
- ・小学校の学級担任は、家庭訪問で、当該児童と妹に時々会っている。
- ・健康状態に問題は感じられず、楽しそうに家で生活しているようである。そのため、学校としては怠学とのとらえがある。
- ・学校での友人関係に、特に問題はない。
- ・母親は離婚経験があり、現在母子家庭で生活保護を受給している。
- ・学年費、教材費等の未納傾向がみられる。

3 ケース会議の状況

- ・現時点では行っていないが、今後の状況に応じて開催の必要性を検討している。

4 アセスメントとプランニング

- ・不登校の背景に母親の養育面における何らかの課題があると考えられる。
- ・母親がどのようなことに困っているのかという情報が不足していること、母親や子どものニーズが本人たちからあまり話されていないことなどから、本家族とつながりのある保護課ケースワーカーのかかわり、市相談室や学校での家庭訪問を継続し、状況の共通理解を図りながら、家庭との関係を継続していく必要がある。
- ・その過程で、家庭環境におけるニーズが見えてきた時に、具体的な役割分担に基づいた支援を通じて、子どもたちの不登校状態が解消していくのではないかと考える。

5 関係機関との連携

- ・市相談室：虐待の可能性への考慮や状況確認の必要性等から、スクールソーシャルワーカーが相談を受けた時点で連携を図った。ほぼ同時期に、学校から市相談室に訪問要請もあり、訪問時の様子や対応等について、学校を含めた関係機関が情報の共有を継続して行うこととした。
市相談室は、保護課ケースワーカーを通じて母親と面談を行ったが、家庭で抱えている困り感やニーズについては、現段階では把握していない。

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

- ・中学校への進学を控えており、中学校と連携を図った取組を充実させる必要がある。

事例 1 0 父親からの暴力行為のケース

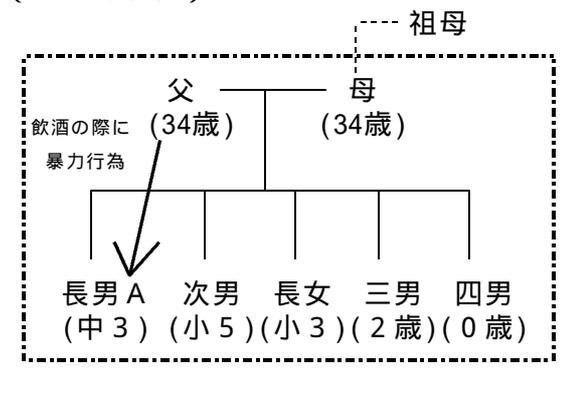
1 気になる状況

父母と中3男子A(長男・14歳)、次男(小6)、長女(小4)、三男(2歳)、四男(0歳)の7人世帯。父母はお互い再婚であり長男Yは母の連子である。

父親は家庭内の経済状況が悪化してくると飲酒した際にAに暴力をふるう状況が続いている。

1学期始め、父親との言い争いにより暴力を受けたことを原因に家出をするとともに学級担任へ救いを求める電話があった。

(エコマップ)



2 アセスメントのための情報

(1) 父母の状況について

- ・父(34歳): 現在失業中。様々な職業につくが長続きしない。酒乱傾向であり家庭内の経済状況が悪化してくると(家にお金がなくなってくると)夜、飲酒した際にAに対し暴力をふるうとの訴えが本児からある。
- ・母(34歳): 家事を得意とせず、家の中も雑然としている。育児に追われているため、家事は近所に住む祖母の支援を受けているようである。Aとの信頼関係は良好ではない。

(2) Aについて

- ・性格は明るく友人関係も良好である。学校では楽しく生活しているが、家庭では弟妹がうるさいということにストレスを感じているようである。
- ・高校進学を控えているが、父親から「金がないから高校はあきらめろ」と言われている。

3 ケース会議の状況

【出席者】 当該校 校長、教頭、学級担任、生徒指導担当教員
教育委員会 S S W、学校教育専門指導員、学校教育課長、学校教育担当係長
市福祉担当 児童家庭課家庭相談員

【内容】 情報の共有、今後の対応策の検討

4 アセスメントとプランニング

【S S W】

- ・定期的な家庭訪問を継続するとともに、経済的な面で家庭環境に大きな問題があることから、就学資金申請等の手続きのアドバイスを行う。

【学校】

- ・教頭、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭が中心となり、学校全体で連携を図りながら対応する。
- ・家庭訪問による保護者との対応については、S S Wと役割分担を明確にして行う。
- ・次回、同様の暴力行為が生じた場合については、関係機関が連携の上、状況に応じて、児童相談所、警察等への通報も行うなど、厳しい対応を行うことを保護者に確認(通告)する。

5 関係機関との連携

【関係小中学校】

- ・弟妹が在籍する×小学校とも連携を図り、様々な面からAの家庭状況を把握する。

【市児童家庭課】

- ・経済的な面も含め家庭環境に大きな問題もあることから、家庭相談員による対応を求める。

【民生委員・主任児童委員】

- ・民生委員・主任児童委員に生徒とその家庭の状況を知らせ情報提供を行う。

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

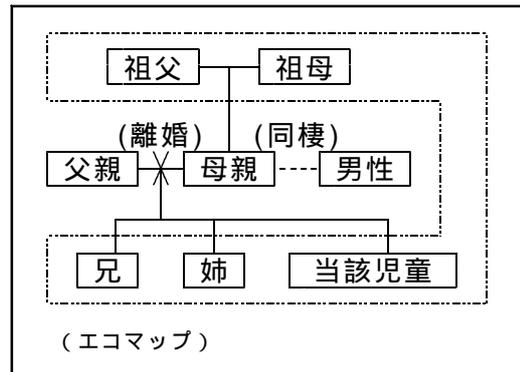
今後、同様の暴力行為が確認された場合、厳しい対応(児童相談所、警察等への通報)を行うことを通告した結果、現在、暴力行為は治まっている。

事例 1 1 保護者の養育態度に課題があるケース

1 気になる状況

当該児童（6年生）は、体調不良を理由にした欠席が多く、家庭からの連絡がないまま、休むことがある。

当該児童は、学校では表情が暗く、友人に対して過度な要求をしたり、いたづらをしたりが目立つ。



2 アセスメントのための情報

家庭の状況

- ・両親が離婚した際に、母親は別の男性のもとで生活を始めるとともに、父親も家を出て行き、現在は母方の祖父母及び兄姉と一緒に暮らしている。
- ・父親は子どもたちに時々会いに来て話をしていくなどのかかわりをもっているが、母親は子どもを引き取る様子が見られない。また、両親から生活費等の支援はない。
- ・食事や学校の支度などは祖母が行っている。

当該児童の状況

- ・両親のいない寂しさや不安から、祖母に暴言などをはくとともに、友人に対していたづら電話をかけるなど、情緒が安定していない。

3 ケース会議の状況

「子育て支援ネットワーク会議」におけるケース会議の状況

- ・メンバー：校長、教頭、生徒指導部長、養護教諭、SSW、民生委員、主任児童委員
- ・実施回数：1月末現在までに、9回のケース会議を実施
- ・内容：当該児童の学校での状況や、祖母とのかかわり、地域の民生委員の情報をお互いに共有するとともに、支援の具体的な方策や関係機関等との連携の在り方について、随時検討する。

4 アセスメントとプランニング

アセスメント

- ・当該児童が安心して学校へ登校できるようにするため、祖父母への支援を強化する必要がある。

プランニング（支援の具体的方策）

- ・民生委員～子どもへの養育や教育についての支援をするため、特に、当該児童の面倒を見ている祖母に対するかかわりを深める役割を担う。
- ・校長、教頭～全体の動きを掌握するとともに、市子ども課との連携を図るため、情報の収集及び整理、関係機関等との対応に関する窓口の役割を担う。
- ・学級担任～当該児童の自発的な登校を促すため、声かけや学習支援をしたり、実態（生徒指導部長）を把握したりする役割を担う。
- ・SSW～学校と関係機関等との連携を深めるため、家庭訪問の日程を調整したり、お互いの情報を共有したりするなど、連絡・調整の役割を担う。

5 関係機関との連携

学校教育に関する連携

- ・地区民生委員、主任児童委員、市子ども課

生活保護に関する連携

- ・市福祉課（生活保護の手続きなど）、社会福祉協議会（愛情銀行からの寄付）

6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

成果

- ・生活保護等の支援を通して、金銭面の心配が解消され、修学旅行に参加できたことなどにより、当該児童は明るさを取り戻し、現在では、欠席することなく登校している。

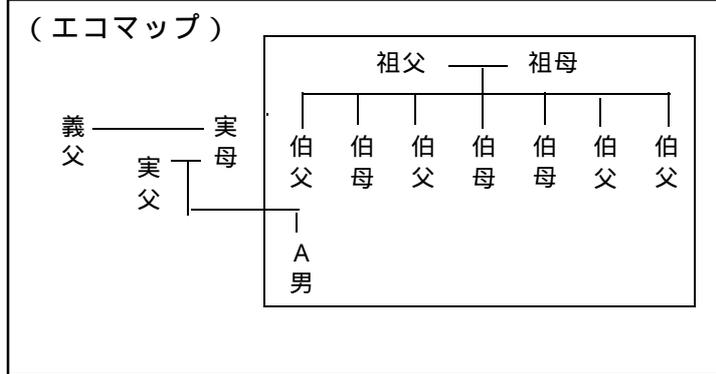
課題

- ・家庭訪問等を通じた祖父母へのサポート体制は整備されているが、当該児童の進学先の中学校との連携の強化を図る必要がある。

事例 1 2 保護者の養育状況が要因で欠席が続いたケース

1 気になる状況

小学2年生のときに、本町の小学校に転入したが、欠席が続いていた。家庭からの欠席の連絡はなく、学校から家庭に連絡しても連絡がとれない状況であった。当該児童は時折登校するが、学校での学習や生活等に困難な状況が見られる。



2 アセスメントのための情報

当該児童は出生直後から祖父母宅で養育され、実母は養育を放棄していた。その後、両親は離婚し、実母は再婚し夫と養子縁組をして親権を得たが、祖父母は実母夫婦に当該児童を渡さず現在に至っている。自宅は学校から遠距離のため、バス(民営)通学であるが、当該児童は一人でバスの乗降が困難なため、自家用車での送迎が必要であるが、保護者の教育への理解は低く、送迎が十分になされていない状況である。

当該児童は幼児期より集団生活の経験がなく、家庭でも年齢相当の生活指導(躾)がなされていない。学校での生活は、長時間教室にすることができず、学習の遅れや集団行動の困難等の問題が見られることから、別室で個別指導をしている。

3 ケース会議の状況

ケース会議には、児童相談所児童福祉担当者、民生部児童支援担当者、教育委員会学校教育担当者、学校(校長、教頭)、SSWが出席し、当該児童及び家庭環境の情報の共有、各関係機関等が行う具体的な支援について確認している。

4 アセスメントとプランニング

- ・児童相談所において発達検査を実施し、具体的な支援方法を検討している。
- ・保護者に家庭での養育と通学に関して、家庭での体制づくりの指導と助言を行っている。
- ・学校は、学級担任を中心として、保護者との連絡を密にしている。欠席の連絡が入らない場合は、登校刺激と登校支援のため、家庭訪問を実施している。
- ・教育委員会は、当該児童や家庭の状況把握と関係機関等との連携、調整を行っている。
- ・SSWは、当該児童の状況把握に努め、保護者の職場環境への働きかけと学校、教育委員会、児童相談所との連携を密にして、必要な支援を行っている。

5 関係機関との連携

通学に向けて児童相談所との連携強化が図られ、緊急時に対応できる体制が構築された。また、民生部児童支援担当者(要保護児童対策連絡協議会事務局)と情報の共有化を図り、地域における支援体制の整備を進めている。

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

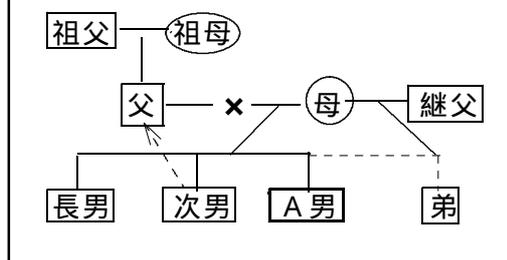
現在特別支援学級に在籍し、個別の対応が行われ、学習や集団活動に進んで参加する姿が見られるようになった。また、学校の支援に対して保護者が理解を示し、登校も多くなってきた。今後は自分でバス通学ができるなど、自立に向けた支援をしていく必要がある。

事例 1 3 発達上の課題のあるケース

1 気になる状況

小学5年生の2学期から教師の注意に対して暴力的な行動が見られるようになり、6年生になると器物損壊等の行動が目立つようになった。8月に本町の小学校へ転入し、現在は校区外の中学校へ通学している。問題行動は続き、今後の対応に急を要する。

(エコマップ)



2 アセスメントのための情報

小学2年生の時、両親が離婚した。現在、実母と兄（長男）、そして、継父との間に生まれた弟（1歳3か月）と5人で暮らしている。2番目の兄（次男）は現在高等学校1年生であるが、中学2年生の秋から不登校になり、当該生徒の暴力が目立ちだした頃から実父の家に引きこもっている。弟（四男）が誕生し、実母は、仕事と子育てで余裕がなく、当該生徒への愛情不足もあり、学校での問題行動等について対処しきれない状態である。当該生徒も同町で生まれ、中学時代に問題行動を起こし、学校不信であった。そのことが当該生徒の教師への反抗的な言動や学校拒否に関連性があるように思われる。学校では、相手の嫌がることを平気で口にするなど、自分よりも弱い者を見つけてはいじめを繰り返している。また、人に体を触れられると、極端に嫌がり、相手に対し粗暴になる傾向がある。

3 ケース会議の状況

これまで3回のケース会議を行っている。最初は小学校2校での情報を、進学する中学校や地域、関係諸機関に伝え、今後の対応について協議を行った。2回目、3回目は中学校での状況の情報交換や今後の対策について検討した。出席者は町内2校の小学校、中学校、児童家庭支援センター、警察署青少年担当係、中学校校下民生委員、地域担当民生委員、主任児童委員、SSW、不登校児童生徒指導員である。

4 アセスメントとプランニング

学級担任と学年団が中心となり、当該生徒を本校から卒業させたいと考えている。兄（長男）が高等学校でサッカー部の主将として活躍していることもあり、当該生徒もサッカーに興味を示し、努力する姿が見られる。サッカー部顧問とも連携し、当該生徒を支援する体制を整備する。また、何らかの発達障害をもっている可能性も考えられることから、当該生徒の今後の生活を踏まえ、慎重かつ丁寧に保護者や児童相談所と連携して取り組んでいく。実母は、現在の中学校での卒業を強く願っていることもあり、学校に対しては協力的である。SSWとは、小学校転入時からかかわっており、そのつながりを生かし、保護者としての役割について助言するとともに、今後も連携して当該生徒の自立のために協力していく。1歳3ヶ月になる弟の関係で保健福祉課の看護師から家庭内の様子を把握できる状況である。さらに、地域の方たちからも適切な情報を得ながら、迅速に対応していく。

5 関係機関との連携

2校の小学校、中学校（管理職・学級担任・生徒指導部担当教員・部活動担当教員等）、児童家庭支援センター心理士、警察署青少年担当係、中学校校下民生委員、地域担当民生委員、主任児童委員、SSW、不登校児童生徒指導員、児童相談所職員がケース会議等において、本人の校内での状況や校下での様子等を把握するとともに、部活動等で当該生徒が活躍できる場の確保、保護者を支えるための相談活動などに連携して取り組んでいる。

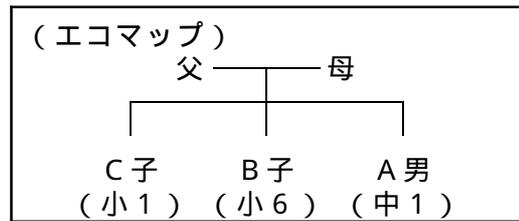
6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

成果としては、保護者が学校と連携して当該生徒を支援したいと考えるようになったこと。また、学級担任等の働きかけにより、学級の子どもたちが当該生徒のことを理解しようとする雰囲気ができあがったことがあげられる。粗暴な言動や行動はまだ見られるが、よいところを見付け、認めるなど、少しずつ自信をもたせ、心の変化に結び付けていく。

事例 1 4 ネグレクト・不登校のケース

1 気になる状況

長男 A 男、長女 B 子は幼児期から要保護児童と報告された。小 1 C 子は入学後不登校となる。原因は母親のネグレクトで、食事を与えない、幼児期の面倒をみさせると、感情的に叱る、感情的起伏が激しいことである。登校させようとする努力はみられるものの、次第に子どもたちは母親の言うことを聞かなくなり、そのことについての苛立ちも募っている。母親の暴力的な言動は、逆に A 男の母親への暴力という形で表れ、B 子や C 子も、母親の指導が難しくなっている。父親の会社社長の計らいで家をもったが、学校から遠く、一層、登校が難しい環境となった。小 1 の C 子はすでに不登校傾向にある。B 子は転校した際、特別支援学級に通級し、以前よりは教室での居場所ができた。



2 アセスメントのための情報

< 母親 >

母親は専業主婦だが、以前はラーメン店に勤めていた。しかし、学校を休む度に面倒をみるという理由で勤務を休みがちになり、1 か月半ほどで仕事を辞めた。勤めている頃から「疲れた」と日中も寝ていることが多かった。父親は同じ会社に 7 年間勤め、社長からの信用も得ている。社長が親代わりとしてサポートしてくれ、時には学校にも顔を出してくれることもある。

< 祖母 >

母方の祖母。母親の弟の子 (2 歳) を育てている。母親は子育ての能力が不十分であることを認識しており、祖母のことを頼りにしている。そのため、祖母宅に子どもたちを連れて行き、安易に学校を欠席させてしまうこともある。

< 父親 >

子どもたちにとっては恐い存在である。夜遅くまで働き家族を支えている。子どもたちを学校近くまで送ることもある。学校や S S W が母親と連絡のつかない場合も協力的で、母親への連絡をとってくれるなど、母親の非協力的部分や能力不足を補おうとしている。

3 ケース会議の状況

市要保護児童対策地域協議会において、民生委員、学校関係者、適応指導教室、市教委、保護課、市子ども家庭課等が参集し、複数回実施した。

4 アセスメントとプランニング

及び 5 関係機関との連携

< 小学校・S S W >

母親との関係を保ちながら、母親自身に早起きの習慣が身に付くよう連絡・指導を密にする。両親が協力して子どもたちを登校させるよう姿勢を評価する。また、B 子の特別支援学級入級を勧め、学習に遅れがあることも両親に理解させる。B 子についても欠席の多さから学習の遅れがあるが、居残りや個別支援体制を小学校において実施し、遅れを取り戻すようサポートにより学習意欲を喚起し、自らの強い意志で登校できるように支援していく。S S W は、遅刻しそうな際の登校支援を進めるとともに、家庭の状況を学校に随時知らせ、情報交換をしながら迅速に対応することを心掛けている。また、母親の精神的安定を優先している。

< 中学校・S S W >

S S W は遅刻・欠席の際の働きかけや登校支援を継続する。学級担任は教室での居場所づくりに協力し、欠席の際は家庭訪問を行い、配布物を直接手渡すなど、本人や家庭との信頼関係の構築に努めている。校長・教頭は、A 男が教室に入れない時の別室対応の際に指導している。

< 地域主任児童委員・民生委員 >

今後、声掛けや家庭訪問を実施し信頼関係を築いていく。

< 父親の会社社長 >

父親に対しての励ましや、できる範囲での経済的協力を考慮していただく。

6 当該児童生徒の変容 (成果と課題)

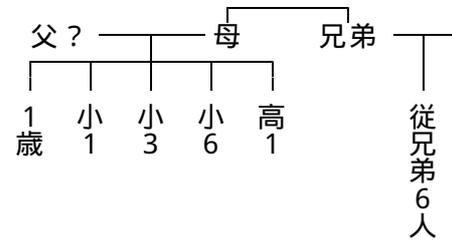
上記役割分担に沿って様子を見ていく。現在、スタートしたばかりの支援体制であるが、両親が改善に向け努力をし、学校・S S W と信頼関係をつくり、子どもたちが成長していく様子を見ることにより、子育てに対して達成感を抱き、その後もより一層愛情をもって子どもたちの自立支援ができるようになるよう支援する必要がある。

事例 1 6 保護者の養育能力不足のケース

1 気になる状況

A 兄弟（小 1 男、小 3 男、小 6 男）は幼少時から不登校状態が続いている。学級担任及び S S W が家庭訪問しているが、なかなか改善がみられない。6 年生の児童は 1 1 月に喘息の発作がひどく、辛い思いをしたために、登校や外出に自信をなくし、家の中に引きこもりがちである。午前中はほとんど寝ており、昼夜逆転の生活になっている。

(エコマップ)



2 アセスメントのための情報

昼夜逆転の不規則な生活、病弱、生活環境の悪さなどが複雑に絡み合い、学習意欲に欠け、学校生活に適應できない状況が続いている。

母親は体が不自由で家事をこなすことができず、食事の用意もままならない。掃除や整理整頓などもきちんとできず、学習についても放任状態である。また、登校させたいという思いはあるが、そのための準備を継続的に行うことができず、当日、朝の子どもの気分に流されてしまう。

近くに同じような境遇の従兄弟が 6 人いて、たまり場になっており、夜遅くまで遊んでいるようである。

3 ケース会議の状況

- ・ A 兄弟と従兄弟に関係する学校の教職員、教育委員会（教育支援センター）、福祉関係者等 1 6 人が参加し、情報交流を行い、今後連携していくことを確認した。
- ・ 支庁ケースワーカー・教育委員会・S S W の 3 者により、情報交換を行った。

4 アセスメントとプランニング

- ・ 学習の遅れを取り戻すために個別指導を可能な限り行う。
- ・ 親子とも将来の進路に対してしっかりとした考えをもっていない。子どもが自立していくためにどうしたらよいか、関係者がそれぞれの立場で働きかけていくことが大切である。
- ・ 福祉関係機関の力は大きいので、学校の要望も可能な限り伝えてもらう。

5 関係機関との連携

- ・ これまでの暮らし方を少しでも改善していくことができるよう、それぞれの立場で働きかける。
- ・ 出欠状況等、学校の情報を互いに交流し、連携していく。
- ・ 家庭訪問などを共同して実施し、状況について協議しながら連携を深めていく。

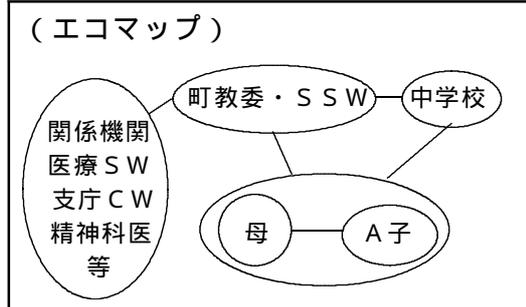
6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

- ・ 学校や学級担任に対する信頼感が高まってきている。
- ・ いろいろな機関が子どものために協力して取り組んでいることを A 兄弟と保護者に理解させることが必要である。

事例 17 養育能力に課題が見られる保護者、不登校のケース

1 気になる状況

- ・ 母親の養育状況(生活保護、身体的精神的状態)に課題がある。
- ・ 清潔面が保たれていない
- ・ 中1女子のA子は小6から不登校が続いていたが、3学期から学級担任の促しで、週に1回給食時間に登校している。



2 アセスメントのための情報

- ・ 自宅は、古新聞やごみが50センチメートル近く床に積み重ねられており、その上で生活している状況であったため、町教委、関係機関で片付けた。
- ・ 母親は肥満、腎疾患等、婦人科系疾患があり通院中である。
- ・ 母子家庭である。
- ・ 母親の兄家族宅(祖母も同居)が近くにあり、そこで入浴、洗濯をしている。
- ・ 母親は対人関係の構築が難しく、周りの目を気にしたり、居留守を使ったりするため、連絡を取るのが難しい。
- ・ A子は男性アイドルに朝から晩まで没頭している。

3 ケース会議の状況

- ・ 昨年4月から、毎月1回実施している。
- ・ 参加者：精神科医師、医療SW、町教委児童生徒相談員、SSW、子ども家庭支援センター、保健所、子育て支援センター、児童相談所、支庁ケースワーカー、当該学校の管理職、学級担任
- ・ 内容：情報共有、アセスメント、プランニングを行う。
SSWと担任は、週に1~2回程度、必要に応じ連携を図っている。

4 アセスメントとプランニング

- ・ 母親と外部のつながりを広げていく。
- ・ 母親に対しては、支庁ケースワーカーから、町教委とのかかわりを促してもらう。
- ・ 定期訪問の中で、母親とA子の生活能力、スキルの見極めをしていく。必要な時には掃除の仕方を教え、片付けを一緒に行う。
- ・ SSWとA子との信頼関係を一層深める。
- ・ A子は現在、登校意欲はないが、学校とSSWが十分連携を図り、学校及びSSWとA子との信頼関係が崩れないことを前提に登校を促していく。登校した場合は、A子の精神的、身体的状況に応じて、寄り添ったり見守ったりしていく。
- ・ 家に引きこもる傾向があるため、町教委で行っている元気プログラム(不登校児童生徒等を対象にした体験活動)に誘う予定である。

5 関係機関との連携

- ・ 毎月のケース会議の中で情報共有を行うとともに、関係機関の役割の確認を行う。
- ・ SSWと学級担任との情報交換を密に行い、登校時、訪問時にA子とかわる際の参考にする。

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

- ・ 週に1~2回登校することにより、少しずつ同級生とのコミュニケーションが取れるようになってきた。
- ・ 教員や友達に対し無口なことも多かったが、正直な気持ちを表現できるようになってきた。
- ・ 今後、登校回数を積み重ねることができるよう支援し、A子に自信をもたせるとともに、社会性が育つようにする必要がある。
- ・ 小学生レベルの学習プリントを与えると、喜んで問題を解いていた。学習に対しても課題があることから、今後の学習意欲の回復や自信につながっていくよう、学校と連携して学習の個別支援をしていく必要がある。

事例 18 児童虐待とDVによる、母親の養育機能低下のケース

1 気になる状況

実父の妻に対する家庭内暴力(以下、DVと記す)により、実子(長女/小学1年女児・次女3歳児)の、心身両面における発育不全が懸念された。そのため、学校および子育て支援課より、今後の方向性についてケース検討の依頼があった。

2 アセスメントのための情報

学校における、2学期に入ってからの不応状態(登校しぶり・場面寡黙・学習意欲の減退・眠たそうにしているなど)

家庭における、長女の妹に対する攻撃的行動(たたく・玩具を取り上げる等)

義祖母による育児権介入(義父は会社経営。急死により息子が会社を継ぐ)

義祖父母の遺産(不動産・土地がある)

3 ケース会議の状況

小学校(教頭・クラス担任・情緒学級教諭)、子育て支援課、SSWによりケース検討会議を実施する。母親自身の主訴により身の安全を考慮し、まずはDV被害者支援組織と、提携する弁護士への問題提示を行う。母親の承諾を得て、シェルターへの母子の隔離保護となった。

4 アセスメントとプランニング

シェルター在留中、母親からの強い要望によりカウンセリングを行った(SSW)。その結果、夫からのDVによる痕跡や、度重なる心理的拘束(妻の外出中「今すぐ帰って来い」/1週間毎のスケジュールを妻に強要/義父が癌で入院した際の暴言「お前は、元看護師のくせに親父の病気を見抜けなかったのか」等、多くの心理的ダメージを与え、人権侵害に至っており、心身両面での疲弊が感じとれた。

それにより、2人の子どもの不安感が日常的に増幅され、実父への畏怖があることも確認された(「お父さんはキューッとする(手につねる)」「こわい」等)。これは、言葉による心理的虐待に該当する。

つまり、妻と子どもへの精神的苦痛が蓄積されていることが推測され、別居意向の確認をとった後、弁護士を交えて離婚調停するに至った。

また、母親側から、子ども達の発達に心配なことがあるという訴えにより、児童相談所への発達検査を依頼した(知的には正常下位で問題なし/児童心理の視点からみても同じ)。

しかし、母親の心配(「他の子どもと比べて違うのではないか」)は軽減されるには至らず、加えて、自身の過去の記憶フラッシュバックにより、日常的な生活機能の低下が懸念された。

したがって、当面の方針として、母親に対する継続面接(カウンセリング)を行い、情緒的安定を図ること。次女を保育所に入所させ(市、即時対応により入所可能となる)母親の視野を広め、現実への適応状態に導くことに焦点化し、今後のアセスメントとした。

5 関係機関との連携

公立保育所 市子ども未来部(子ども課)
DV被害者支援組織(駆け込みシェルター) 児童相談所 弁護士
子ども支援センター

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

長女、次女共に問題行動の発現が減少し、健常、学校・保育所生活を送っている。

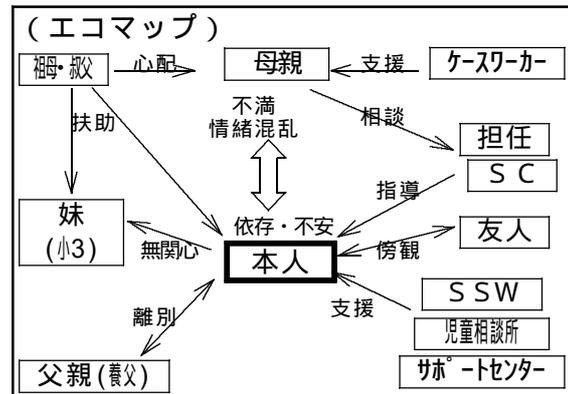
母親はSSWに心境を開示するようになった。

今後も引き続き、学校・保育所・シェルター・SSWの連携のもと、母親の支援を行っていくことを確認している。

事例 1 9 児童虐待のケース

1 気になる状況

当該生徒が、不登校傾向になったことが原因で、母親が精神不安定となり、衝動的に、登校を躊躇している当該生徒の首を絞めた。当該生徒は、このことが原因で、家に戻れない状態となったため児童相談所と連携をし、一時保護の措置をとった。



2 アセスメントのための情報

当該生徒は遅刻が多く、学習に対する意欲も低いが高校進学に対しては前向きであった。学校では、保健室で過ごすことが多く、仲の良い友だちはほとんどいなかった。週末は祖母宅に遊びに行くことが多かった。母親は、学校とのトラブルになることがあり、また、自分の精神状態が不安定になったのは当該生徒のせいだと思い込んでいた。

当該生徒が一時保護されたショックから食事も作れない状態になったため、祖母が一時同居し、食事等の世話をしていた。しかし、祖母が不在の間に、母親が自殺未遂して入院をした。祖母は、2人の子どもの養育は困難であることから、母親の状況によっては施設への入所を希望していた。

3 ケース会議の状況

事故発生後、第1回のケース会議を開催し、当該生徒と母親の状況把握をもとに、今後の対応について協議を行った。2か月後に第2回のケース会議を開催し、母親が退院した後の支援の在り方について協議を行った。

ケース会議の参加者は、学校関係者、教育委員会担当者、町地域福祉課担当者、ケースワーカー、保健所、児童相談所、道警方面本部少年サポートセンター、SSWである。各関係機関との情報交流を行うとともに、支援や対応策について、協議を行った。

4 アセスメントとプランニング

学校は、当該生徒が進路の目標を明確にすることや自立した生活ができるよう指導を重点化した。

福祉関係機関は、母親の退院後から、当該生徒が進学するまでの期間の支援を検討していった。

母親が退院して親子3人の生活が始まった際、同様の事故が発生することなどが危惧されることから、関係機関による家庭状況の詳細な把握を継続していった。

5 関係機関との連携

学校は、冬季休業中、当該生徒との連絡を密に行い、当該生徒の状況把握と指導を行った。道警少年サポートセンターは、児童相談所と連携を図りながら当該生徒とのかかわりを深め、生活状況等の把握に努めた。保健福祉課のケースワーカーは、定期的に家庭訪問を行い、母親のケアと家庭状況の把握に努めた。SSWは家庭訪問の機会を設け、当該生徒と母親の状況を把握していった。

6 当該児童生徒の変容(成果と課題)

当該生徒は、現在、高校に進学し、寮生活を送りながら元気に高校生活を送っている。母親は精神状態も安定し、現在、当該生徒の妹と親子2人で落ち着いた生活を送っている。

事例 2 0 「保護者を含めた不登校児童支援」のケース

1 気になる状況

当該児童（4年生）は、2月中旬から、「同じ学級の友達に絶交と言われた」「蹴られた」等の理由により、不登校傾向になった。被害者と加害者双方の保護者による話し合いによりトラブルは解決したが、当該児童は徐々に教室に入れない状態になり、その後、不登校となった。3月に学校長から、SSWに当該児童の家庭環境の問題も含めた支援の要請があった。

2 アセスメントのための情報

翌年4月の学級編成替えにより、当該児童生徒と加害生徒児童とは別の学級になったが、その後も当該児童の不登校は続いていた。当該児童の祖母が地区の民生委員に不登校の件で相談したことから、民生委員とSSWとの間で情報交流が図られ、友人関係のトラブルだけでなく、当該児童の家庭環境（2世帯住宅で同居している祖母の家庭内での権力が強く、母親と良好な関係にないことなど）も不登校の原因の一つではないかということが予想された。

3 ケース会議の状況

当該児童や家庭の様子及びそれぞれの働きかけの状況について情報交換したり対応策を検討したりすることを目的とし、教育委員会が、校長及び学級担任、SSW、教育指導主幹、教育相談センター専門相談員を構成員とするケース会議を招集し、複数回、協議を実施してきた。

4 アセスメントとプランニング

当該児童及び保護者との関係は、学級担任が、きめ細かく、熱心に対応していたことから良好である。このことを受け、学校は、SSWと連携し、当該児童と保護者に対し、登校までの取組やいつ登校しても安心して学べる学級づくりについて、時間をかけ説明し、理解を得ようとした。また、祖母が心配のあまり、当該児童や両親の気持ちを顧みずに行動してしまうことが家庭内のトラブルにつながっていたことから、教育相談センターと民生委員が、祖母や両親に対して、当該児童にとって一番よい方法について家族間で共通理解を図るよう働きかけを行うこととした。

5 関係機関との連携

学校と教育委員会、教育相談センターが連携し、それぞれがプランニングに基づいて働きかけを行うことに加え、SSWが、保護者の同意を得て、当該児童に対し、スクールカウンセラーや発達支援事業を活用した臨床心理士による面談等を実施した。また、家庭に対しては、家庭内の状況を理解している地区民生委員との情報交流も進めながら、教育相談センターの相談員が働きかけを継続した。

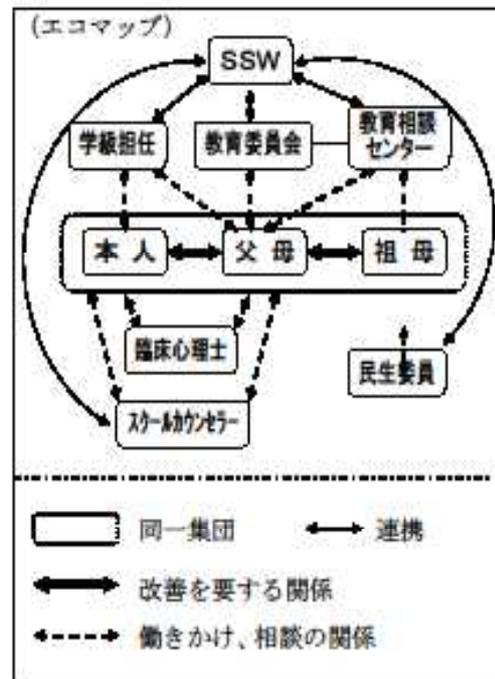
6 当該児童生徒の変容（成果と課題）

プランニングに基づき、きめ細かな家庭への連絡に加え、当該児童の気持ちの変化に応じて朝登校、夕方登校、夜登校にも対応するなど、学校の長期にわたる熱心なかわりにより、当該児童と保護者の学校への信頼感が増した。その結果、当該児童は11月末から通常どおりに登校できるようになり、以前より授業において大きな声で発言できるようになった。

また、関係機関からの働きかけにより、祖母の気持ちが「子どもをありのまま受け止めよう」「本人の心が元気になるまで待とう」と変化した。その結果、家族全員が当該児童を温かく見守るようになり、当該児童の安心感につながった。両親は、「今回の事で家族の絆が強まりました」と言っている。

不登校の原因を多面的に捉え、関係機関が連携を図るため、SSWが中心となり、役割を分担し、それぞれが保護者を含めて支援したことが、実を結んだものと思われる。

今後も当該児童及び家庭の状況を見守るとともに、中学校進学時には、この経過を適切に引き継ぐ必要がある。



資料

スクールソーシャルワーカーの活用に関するQ & A

1 スクールソーシャルワーカーの理解

Q1 スクールソーシャルワーカー配置のねらいは何ですか。

児童生徒の問題行動等の背景には、心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられます。

その解決のためには、関係機関との連携・調整や児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）への働きかけが必要です。

そこで、学校だけでは、対応が困難な事例等に対して、関係機関と調整・連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の改善を図るため、社会福祉士等の専門的な知識・技術等を用いて、児童生徒や保護者の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行ったりする専門家がスクールソーシャルワーカーです。

こうした、スクールソーシャルワーカーの配置によって、学校の開かれた生徒指導体制を推進することにもつながります。

Q2 スクールソーシャルワーカーとはどのようなことをするのですか。

スクールソーシャルワーカーは、校長の指導・監督の下、次のような業務を行います。

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ

- ・いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為など、児童生徒の問題行動等における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけを行います。

関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

- ・関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せなどを行います。

学校内におけるチーム体制の構築、支援

- ・校内ケース会議等への参加とケースのアセスメント及び問題解決のプランニングのサポートを行います。

- ・校内チーム体制をサポートします。

保護者に対する支援・相談・情報提供

- ・来校又は家庭訪問、電話による相談活動を行います。

- ・教職員と保護者間の調整を行います。

児童生徒派のカウンセリング

- ・教育相談室や適応指導教室での相談活動を行います。

- ・休み時間等での声かけや日常的な場面での相談活動を行います。

- ・電話や家庭訪問による相談活動を行います。

児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供

- ・児童生徒へのカウンセリング等で得た情報を学級担任や管理職へ提供します。

教職員等への研修活動 等

- ・校内研修やPTA研修における講師を務めます。

Q3 スクールソーシャルワーカーとはどのような資格や経歴の人ですか。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技能を有する人です。

北海道では、スクールソーシャルワーカーとして選考するものについて、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいとした上で、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できるものとするとしています。

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ

関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

学校内におけるチーム体制の構築、支援

保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

教職員等への研修活動 など

2 スクールソーシャルワーカーの活用

Q4 スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するための留意点は何ですか。

スクールソーシャルワーカーの「配置のねらい」や「専門性」、「役割」を全教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、校内の教育相談体制を整備することが大切です。

パイプ役となる担当者（教育相談担当者）を校務分掌に位置付ける

スクールソーシャルワーカーが十分に力を発揮するためには、窓口となる学校の担当者を明確にし、その担当者がスクールソーシャルワーカーと教職員とのパイプ役となり、相互の信頼関係を築いていくことが大切です。

スクールソーシャルワーカーを校務分掌に位置付ける

スクールソーシャルワーカーを校務分掌に位置付け、可能な限り校内の生徒指導のかかわる会議に出席を要請し、助言・援助を得られる体制をつくるのが大切です。

定期的なケース会議の開催

校内ケース会議を定期的で開催し、気になる児童生徒のアセスメントや問題解決に向けたプランニングを行い、スクールソーシャルワーカーからの適切な助言を受けます。

相談しやすい雰囲気づくり

教職員とのコミュニケーションが図られるよう、相談室とは別に、職員室に机を設置します。また、保護者や地域の人にも学校便り等でスクールソーシャルワーカーを紹介し、相談を受けやすい雰囲気づくりに努めるのが大切です。

Q5 スクールソーシャルワーカーを活用するために、校内の教育相談体制をどのように機能化すればいいのですか。

教育相談の担当者を中核として、問題解決に向けて組織的に取り組むことが必要です。

機能的な校内の教育相談体制を構築するためには、子どもの問題行動等の状況に応じて、ケース会議を開催し、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの参画のもと、アセスメント(見立て)とプランニング(解決に向けた目標の設定と具体的な手立て)を行うことが大切です。

Q6 スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携は、どのように図ればよいのですか。

教育相談の担当者が、それぞれの専門性を理解し、両者の役割分担やケース会議への参加等をコーディネートすることが大切です。

スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家であり、スクールカウンセラーは心理の専門家です。それぞれ互いの専門性で多様な知識・技術・情報を有しています。それらを活用するためには、ケース会議の開催が必要です。ケース会議の内容には次のようなものが考えられます。

担任教師、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーがそれぞれの観点から問題の見立てを報告し合い、情報を共有し合う。

解決に当たって、担任教師、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーがそれぞれの専門性からどのような支援ができるか話し合い、解決に向けての役割分担を行う。

それぞれの支援の取組の経過をケース会議を通して報告し合い、次なる役割分担を協議する。

Q7 教育相談の担当者は、スクールソーシャルワーカーと、どのように連携を図ればよいのですか。

校内の教育相談の担当者は、生徒指導主事及び学年の相談係等と連携し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと次のような連絡・調整を行います。

児童生徒及び保護者、教職員からの相談の受付

電話による申し込み、教職員（担任）からの申し込み、相談ポスト等による申し込みなどの方法があります。

スクールソーシャルワーカーまたはスクールカウンセラーとの連携・調整

- ・本人の抱える問題が、主として「環境に起因する問題なのか」、「心の問題なのか」を判断し、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーに繋がります。
- ・スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの両方の支援が必要な場合は、両者の共通理解を図ります。

相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

児童生徒、保護者等からの相談要請を適切に振り分け、相談計画を立案します。

個別記録等の情報管理

プライバシーの保護に配慮した個人記録の作成と管理を行います。

ケース会議の実施

事例に応じて、「学年ケース会議」、「校内ケース会議」、「関係機関連携ケース会議」の開催を決定します。

Q8 スクールソーシャルワーカーを活用した小・中連携をどのように図ればよいのですか。

校長同士の話し合いの上で、中学校に配置されているスクールソーシャルワーカーを小学校に派遣するなど有効に活用できます。

そのためには、校長や教育相談担当者等の定期的な会議を開催するなど、小・中学校間の日ごろの連絡体制を整備することが必要です。具体的な連携の方法については、次のようなことが考えら

れます。

月 1 回程度の定期的な中学校区の連絡協議会等の開催

小学校へのスクールソーシャルワーカー派遣によるケース会議、校内研修、児童・保護者への教育相談の実施

小学校卒業時の小・中連絡会の開催（中1ギャップへの対応）

Q 9 学校外の関係機関との連携に、スクールソーシャルワーカーをどのように活用すればよいのですか。

学校と関係機関との連携を深めるのは、スクールソーシャルワーカーの重要な役割です。

しかし、スクールソーシャルワーカーに任せきりにするのではなく、学校として以下の点に留意することが必要です。

互いの専門的役割と責任を知る

学校は、教育学的視点で子どもをとらえますが、福祉や医療、心理の分野では、各専門分野の視点をもっています。互いの持つ専門的視点の違いを指摘し合うのではなく、理解し合うことが大切です。

連携に対して意欲的に参加する

学校も関係機関もそれぞれの業務を抱えているため多忙です。その多忙の中で、子どもの抱える問題を一日も早く改善することを願って、一同が集まってきます。まずは学校側の連携への意欲が大切です。

オープンで誠実な相互のコミュニケーションを図る

互いの意見の意欲的な傾聴と建設的な意見は、互いの信頼感を築く基礎となります。

信頼とパートナーシップを築く

上記3の雰囲気の中で、何度かのケース会議を経ていくことで、それぞれの専門職の役割や専門文化も理解されて相互の信頼関係に基づく支援チームが形成されていきます。

そのことにより、連携を超えた互いの人間同士のパートナーシップを基盤として協力し合っ取り組む「協働」支援が可能となります。

Q10 保護者や地域への、スクールソーシャルワーカーの周知については、どのようにすればよいですか。

学校通信や学年通信等で広く保護者や地域の方々に周知するとともに、PTA総会（学年・学級保護者会）などの場を活用して、スクールソーシャルワーカーを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することなどが考えられます。

その際、スクールソーシャルワーカーに、いつ、どのような形で相談することができるかなどの情報を周知することが大切です。

また、地域の中には、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、家庭裁判所、民生委員等の公的機関だけではなく、近所の人たち、親族など多くの資源があります。スクールソーシャルワーカーは、ニーズによって地域内にある人と資源を結び付けていくので、地域への周知はよりよいつながりを形成していく上で、重要なことです。

3 市町村教育委員会における留意点について

Q11 スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために、どのような支援体制を整備すればよいのですか。

市町村教育委員会においては、学校や関係機関にスクールソーシャルワーカーの役割を周知することが大切です。

スクールソーシャルワーカーが学校、関係機関とのネットワークを築くためには、校長や教職員、関係機関の実務担当者にスクールソーシャルワーカーの役割を周知する必要があります。そのためには、市町村教育委員会で以下の取組が求められます。

市町村教育委員会が、スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、意欲的に活用の体制を整えておく。

中学校区でスクールソーシャルワーカーが活動する地域を設定する。

中学校区での小・中学校連携を進めておく。

学校に対して、スクールソーシャルワーカーが受け入れられる体制を整えるよう指導・支援す

る。

関係機関に対しては、スクールソーシャルワーカーが調整するケース会議への参加、協力を依頼しておく。

スクールソーシャルワーカーの広報活動を行い、保護者、地域の理解を図っていく。

スクールソーシャルワーカーの活動支援として、定期的に教育委員会内に運営会議を設置し、取組の成果や課題を協議していく。